

昭和二十七年二月一日 第三種郵便物認可
昭和二十四年六月二三日国有鉄道特別承認雜誌第一一九九号

經濟論叢

第102卷 第5号

マルクス生誕150年記念号

生産力と生産関係との論理的な関係	出口勇藏	1
経済学批判体系と世界市場恐慌	松井清彦	33
マルクスにおける「国家と経済」.....	島池恭彦 上 悖	60
19世紀中葉における資本の 直接的生産過程	坂本和一	96
思い出すままに	福井孝治	125
マルクスの書簡について	編集委員会	128
トリールのマルクス生誕記念祭記事	編集委員会	131
京都大学経済学部所蔵マルクス・エンゲルス著作(1845—1894)目録	経済学部 調査資料室編	134
マルクス「資本論」100年・マルクス 生誕150年記念論文・記事目録		

昭和43年11月

京都大学経済学会

マルクスにおける「国家と経済」

島 恭 彦
池 上 惇

はじめに

最近、財政学の分野だけでなく、法律学、歴史学、国際経済学などの分野においても、「経済学における国家」または、「国家の経済的役割」について、一つの共通な問題領域が形成されつつあるように思われる。

それは、一方においては、現代資本主義論や、国家独占資本主義論の論争過程にみられるのであって、国家の問題を、史的唯物論の原則にたちかえって再検討し、土台、上部構造の相互規定性と、その合法則性の研究の中であきらかにしようとする試みとして結晶し、他方においては、従来のいわゆるプラン論争を発展させて、マルクスの『経済学批判要綱』における国家の問題の取り扱い方を指針とし、階級闘争を媒介とした「国家と経済」の相互作用を合法的に把握する、という観点から「経済学における国家」の問題に接近しようとする試みとして結実した。

最近の学界のこのような動向を前提として、私たちはここで一つの研究課題を設定してみたい。それは、史的唯物論の確立と経済学体系の関係を、史的唯物論の確立過程における「国家と経済の関係」の認識過程に焦点をあてながら考察するという課題である。「国家によるブルジョア社会の総括」とか、「不生産的階級」などの意味するところは従来ともさまざまな解釈の対象とされたのであるが、上に述べたような角度からマルクスの思想の発展に即して検討する試みはいまだにおこなわれてはいない。

史的唯物論の確立過程を考察することは、いわゆる「初期マルクス」の研究

分野に本来含まれているのであるが、従来の初期マルクス研究史にあっては、「国家と経済の関係」に焦点をあわせた史的唯物論の確立過程の研究は、不思議なほどにおこなわれていない。その理由は財政、法律、国際経済といった諸分野の研究による「国家と経済」に関する接近が、上台、上部構造の相互作用というきわめて当然の視角の上に据えられたことが比較的最近のことに属する、という事情の他に、次のような問題を考慮する必要がある。

それは、従来の初期マルクス研究がいわゆる「疎外論」の立場にたって、疎外からの人間性の回復の問題や、客観性と主体性の相互関係の解明の問題として、「人間マルクス」に力点をおきながら研究をおこなってきたこと、また、一部の経済学者が現存の『資本論』のみを前提して、史的唯物論確立過程と、経済学批判体系全体とを関連づけるという広い視野にたち得なかったことなどである。

そこで、私たちの研究は、史的唯物論の確立過程に焦点をあわせながら、「国家と経済」に関するマルクスの合法的な把握がどのように発展してきたかをあきらかにするために、とくに次の二点に注目した。

第一に、1845年春に（エンゲルスによれば）マルクスは史的唯物論の基本命題を確立したといわれるのであるが、『ライン新聞』から『聖家族』に至る1842—5年春の時期におけるマルクスの「国家と経済」に対する洞察の発展過程を跡づけること。

第二に、史的唯物論の基本命題が確立されたのちのマルクス、エンゲルスによる『ドイツ・イデオロギー』の展開——おそらく最初の体系的な史的唯物論の展開——を基礎として、マルクスの経済学批判体系における「国家と経済」の関係を展望すること。とくに『ドイツ・イデオロギー』における諸規定から『経済学批判要綱』の諸規定への発展を中心に、ヘーゲル哲学ならびにブルジョア経済学の批判、克服の過程に即しながら、マルクスの経済学における国家の問題への展望を示すこと。

この二つの課題の達成は、従来、しばしば論争されてきた「国家によるブル

『プロレタリア社会の総括』の内容をマルクスの思想発展に即して解明すると同時に、初期マルクスの哲学研究と社会問題研究、経済学研究の相互の関連を示して、いわゆるヘーゲル的なものからの連続性と区別性の問題をもある程度は解明するのに役立つであろう。

本論文は、本年七月から八月末へかけて五回の研究会を通じてまとめられたものであるが、本論文の一、二、三は池上が、四、五は島が分担した。

I 史的唯物論確立の端緒

1 史的唯物論確立の時期

マルクスの天才的頭脳に客観的な世界の合法則性の反映としての史的唯物論が形成されたのは、いつごろのことであったか？

例えば淡野安太郎教授は「初期のマルクス——唯物史観の成立過程」と題する研究で、いわゆる「初期」を1844年の「経済学と哲学とに関する手稿」までとされ、「若しマルクス初期の思想を『哲学思想・政治思想・経済思想が渾然として未分化の姿を呈していた頃の思想』として規定することが許されるならば」という条件つきで、手稿をもって初期のマルクスを終ることも許されるのではないかと主張される。そして、その理由として、手稿の中には既に経済学プロパーの領域を独立の研究対象としてとりあげる傾向がつよい、ことをあげておられる¹⁾。

この主張にあっては、史的唯物論の成立過程と、マルクスの研究対象の経済学への収斂過程が照応関係にあるという仮定が暗黙の前提としていり込んでいられるように思われるのであって、たしかに、この側面は否定できないけれども、史的唯物論が経済学のみならず、政治、法律、国家、歴史等々の社会科学の全

1) 淡野安太郎「初期のマルクス——唯物史観の成立過程——」勒草書房、1956年初版、1967年、2-3ページ。

また、ルカーチも、その著「若きマルクス」のまえがきで「われわれマルクス主義者は、マルクスが急進的青年ヘーゲル主義から出発して弁証法的な史的唯物論を基礎づけるまで、どのような道をおゆんだのか、そしてこの発展の諸段階はどのようなものであったか、という点についてすべて、なお詳しく研究しつくしていない。」(平井俊彦訳、ミネルヴァ書房、1958年第1刷、10刷、1ページ)。と述べて淡野教授同様「経済学・哲学手稿」までを研究の対象としている。

分野にわたって展開されるというマルクス主義の包括的な視野にたちかえった場合、やや狭い、強いていえば一面的な規定であることを免れないように思われる。

マルクスの史的唯物論の発見の過程を国家と経済の関係という視野からとらえるためには、史的唯物論そのものの一般的定式化の時期、社会科学の各分野に適用し発展させうる前提の確立した時期をいいますこし明確に規定する必要があろうかと考えられるのであって、この仕事はエンゲルスが明瞭に指摘しているところでもあり、しばらく、彼の証言に耳を傾けてみよう。

エンゲルスは、共産党宣言、1888年英語版序文の中で、「宣言」が二人の（マルクスとの）共同作品だが、「核心をなす根本命題」はマルクスに負うことを強調し、この根本命題は、社会の経済的土台と、その上にそびえたつ政治史、思想史に関する史的唯物論の命題であること、「1845年の数年前」から二人は独立にこの命題に近附いたが、「1845年の春に」エンゲルスがブリュッセルでマルクスと再会したとき、マルクスは「明瞭なことば」²⁾で根本命題を完成し、語ったと述べている。

エンゲルス自身が「新しい世界観の天才的萌芽が内包されている最初の文書」と指摘する「フォイエルバッハにかんするテーゼ」も1845年春に執筆されている。エンゲルスがマルクスのいるブリュッセルへ移転したのは、同年四月五日であるから、このテーゼの確立を一応のメドとして、さらにドイツ・イデオロギーにおける史的唯物論の展開を「確立」の指標とするならば、この小論の課題である「国家と経済」の関係をマルクスがいかにして科学的に認識したか、を考察するに当って1845年春までのマルクスの著作に限定して考察をすめることはおそらく許されることであろう。

国家と経済の關係に焦点をあわせる場合、「ライン新聞」からはじめることは当を得ているように思われる。というのは、マルクスは新聞記者としての活

2) F. Engels, Vorrede zur engl. Ausgabe des „Komm. Manifests“, 1888, *Marx Engels Werke (MEW)*, Dietz, 1969, Bd. 4, S. 581 (邦訳、大月版全集、598ページ。以下全集版引用括弧内は邦訳のページ数を示す)。

動によって、まさに「経済問題」に頭をつっこんだのであって、急進的なヘーゲル学徒であったマルクスの社会的な実践活動はここからはじまるからである。

この小論のⅠ～Ⅲ章は、Ⅰ。「ライン新聞」、Ⅱ。「ヘーゲル国法論批判」、Ⅲ。「独仏年誌からエンゲルスとの出会いを経て聖家族」という三つの段階を追いながら、マルクスの国家と経済の関係についての認識がいかに関係発展せざるをえなかったか、を考察する。

ところで、史的唯物論の確立を1845年の春とみるにしても、この確立過程における国家と市民社会との関係、または、政治と経済諸関係との関係についてのマルクスとエンゲルスの理解は、彼らをはじめて出会った当時、どのような水準に到達していたのか？ マルクスの独自の貢献は何か、という点も当然に問われるべきであろう³⁾。

この点もエンゲルスが、1885年、マルクス『ケルン共産党裁判の真相』新版へのまえがき、「共産主義者同盟の歴史によせて」と題する一文で、「経済的諸事実」が近代世界で決定的な歴史的力であることは二人とも認識していたが、マルクスは『独仏年誌』(1844)で「総じて国家が市民社会を条件づけ規制するのではなく、市民社会が国家を条件づけ規制する」という形で「一般化」していた、と述べている⁴⁾。マルクスによる独自の貢献としての、この「一般化」がどのように達成され、ドイツ・イデオロギーにうけつがれる史的唯物論の萌芽はどのようにして形成され発展してきたか？ 聖家族にいたるマルクス思想の展開を通じて考察を加えよう。

2 「自由な出版」による国家精神の確立と「営業の自由」による国家の墮落

マルクスは、1842年1～2月に執筆したプロイセンの検閲訓令に反対する論

3) 例えば広松渉氏は、ドイツ・イデオロギーでの唯物史観の構想は主としてエンゲルスによるものと主張されている。同氏「初期エンゲルスの思想形成」『思想』1966年9月号。

4) F. Engels, Zur Geschichte des Bundes der Kommunisten [Einleitung zum Neuabruck von Marx', Enthüllungen über den Kommunisten-Prozeß zu Köln (1885)], MEW, Bd. 8, S. 582 (568ページ)。

説の中で、信念をとりしめることは「国家の法律ではなく、一党派の他党派にたいする法律」であり、「分断の法律」であり、「特権」であると断じ⁵⁾、「社会の一つの機関」が、「国家理性の所持者」であるとうぬぼれる⁶⁾ものだとする。かかる国家は「警察国家」⁷⁾であり、「官吏」⁸⁾のための国家にすぎず、民衆の国家は、この分断を結合にかえるところから生まれると考える⁹⁾。この結合を媒介するものこそ、「自由な出版」であって、出版の自由や議事の公開を拒否する連中は、州民に「物神崇拜者」¹⁰⁾の意識をもちこみ「人間本性の普遍的な自由を追放」¹¹⁾するものとなる。出版の自由は、「それ自身のうちからつくりだす裁判所」¹²⁾であり、出版法こそ「現実」の法律として「自由の積極的な定在」である¹³⁾。

ここからでてくる結論はつぎのこと、すなわち、現実的でない法律は党派的抑圧の手段であるが、現実的な法律は決して階級的抑圧の手段ではない、ということであろう。

「自由な出版は、いたるところにひらかれた国民精神の目であり、自分自身にたいする一国民の信頼の具現であり、個々人と国家及び世界とをむすびつける、ものをいう紐帯であり、物質的闘争を聖化して精神的闘争とならせ、この闘争の粗野な物的な姿を理想化する文明の具現である。」¹⁴⁾

だが、すでに、この手ばなしの出版文明の礼讃そのものの中から、経済が、物質的利害が、もうけ、がしのびよってくることをマルクスははっきりと感じとり、精神主義によって必死にこれらの物質主義をはらいのけようとする。「営業の自由」——まさに自由の一種としての営業の自由は出版の自由と衝突しな

5) K. Marx, Bemerkungen über die neueste preußische Zensurinstruktion, 1843. MEW, Bd. I, S. 14 (15-16ページ)。執筆は1842年1月15—2月10日。

6) *Ibid.*, S. 15 (16ページ)。

7) *Ibid.*, S. 24 (27ページ)。

8) *Ibid.*, S. 24 (26ページ)。

9) *Ibid.*, S. 25 (27ページ)。

10) K. Marx, Debatten über die Preßfreiheit, 1842. MEW, Bd. I, S. 42 (48ページ)。

11) *Ibid.*, S. 47 (54ページ)。

12) *Ibid.*, S. 55 (63ページ)。

13) *Ibid.*, S. 57 (66ページ)。

14) *Ibid.*, S. 60 (69ページ)。

いのか？ 出版が営業の対象となれば物質主義が出版を踏みにじり、党派的利益が出版を支配することは「自由」の名の下に簡単におこないうるのではないか？

マルクスは、5月19日付、第139号の論説で出版の自由の擁護者たちの動機にふれ、出版の自由を営業の自由の一部として認めよ、という主張についてまず、「相対的な真理」¹⁵⁾を認め、「ドイツの自由主義者たちの無定見な、あいまい模糊たる議論にくらべ」¹⁶⁾て、「無条件にすぐれている」とする。

それにもかかわらず、「出版の第一の自由は営業ではない」し、営業としての出版は「著作家の問題ではなくて印刷業者や出版業者の問題である」¹⁷⁾という遁辞を用意する。そして、この精神主義の前提の下に、国家という有機体は「法的、倫理的、および政治的自由が実現され」「個々の公民は国法に従うことによってほかならぬ彼自身の理性、人間の理性の自然法則に従う」¹⁸⁾と結論している。

マルクスの目が出版の自由から、また宗教と国家の問題から「木材窃盗取締法」の問題に移行すると、出版の場合でさえ、すでにあらわれていた物質的利益による国家理性のじゅうりんという問題は、公然とした姿をあらわすようになり、ヘーゲル的国家観の根本的な修正、転換を要求してくる。

1842年10月以降のマルクスの論説は、枯枝を捨うという貧乏人の当然の権利が、森林所有者によってとりあげられてしまうことに抗議し、「最下層の大衆」の権利としての慣習上の権利を擁護するものである。

「この貧民の慣習的権利は、そのもっとも豊かな源泉を種々なゲルマン的権利にもとめられうるのだが、啓蒙的な立法機関からはまったく一面的にしか取扱われず、またまったく一面的に取扱われるほかなかつた。このことをみきわ

15) *Ibid.*, S. 68 (77ページ)。

16) *Ibid.*, S. 68 (78ページ)。

17) *Ibid.*, S. 71 (81ページ)。

18) K. Marx, Der leitende Artikel in Nr. 179 der „Kölnischen Zeitung“, 1842, *MEW*, Bd. I, S. 104 (120ページ)。

19) K. Marx, Debatten über das Holzdiebstahlsgesetz, 1842, *MEW*, Bd. I, S. 117 (135-136ページ)。

めるには、われわれはほとんどなんらかの反省も、必要としないのである。』¹⁹⁾

自由主義的立法機関が、「現に存在する権利の形式」を整えただけでは、「個々の慣習」にもとづく権利はとりのこされ、「身分あるものの不法」は「越権」として残り、身分なきものは「忘れられる」²⁰⁾。

形式的に平等な私有財産権の法的確認は、内実が、まさに不平等を、すなわち一方の財産所有者にはより多くの財産を、他方の人々（貧民）には、財産からの自由、すなわち慣習的な権利からの自由、権利の剝奪をもたらす。自由主義的な立法機関のこの一面性こそ、「出版の自由」の次元では萌芽にすぎなかったこと、すなわち、国家の自由主義的な法のたてまえそのものが、一部の特権者を利し、貧乏人を不利におとし入れる、という問題が公然と頭をもたげてきたことを意味する。

マルクスは、この問題に対処するにあたって、貧乏人の人間としての自然的権利の擁護、すなわち、「財産所有者の私権」と「非所有者の私権」²¹⁾との区別をつけた上で、貧民階級が自然的欲求をみたそうとする衝動の正当性、慣習のなかに生きている「本能的な権利感覚」を擁護しようとする。枯枝あつめにおいて人間社会における根源的、自然的な階級が、同じく根源的な自然力の産物と対応し²²⁾、この「慣習の根源」は貧民階級の「本能的権利感覚」²³⁾である。

他方、貧乏人の対極である「金持ち」は枯枝だけでなく、野イチゴ、コケモモ、なども「商品」となるにつれて、「貧乏人の慣習的権利を金持ちの独占にかえて」しまった²⁴⁾。「小心で、冷淡で、精神を失った利己的な利害の魂は」²⁵⁾私的利害を至上のものとしてついには「法律を鼠とり人夫にかえてしまう。」²⁶⁾ここから国家の「墮落」がはじまる。

「国家がただ一つの点においてでも、それ独自の流儀をすてて私的利害の流

20) *Ibid.*, S. 117 (136ページ)。

21) *Ibid.*, S. 118 (137ページ)。

22) *Ibid.*, S. 119 (138ページ)。

23) *Ibid.*, S. 119 (138ページ)。

24) *Ibid.*, S. 120 (139ページ)。

25) *Ibid.*, S. 120 (140ページ)。

26) *Ibid.*, S. 121 (140ページ)。

儀であるまうほどにおちぶれるときには、ただちに国家は、国家的手段を行使するという形式は維持しながらも、事実上私有財産の限られた領域にわが身を売りわたさなければならないことになる」²⁷⁾

もし、こうなれば、「種々の私的利害の代表機関」である議会は「国家を墮落させて私的利害の思想にかえて」²⁸⁾ しまうおそれ十分というべきであろう。

更に、「モーゼル通信員の擁護」にすすむと、行政原則を市民生活にあわせてかえるのではなく、市民生活を行政原則にあわせようとする「行政」と、その逆を主張する³⁰⁾「被统治者」の和解しがたい矛盾の解決のために「自由な出版」を再び強調する。

自由な出版こそ、「政治的ではあるが官側でなく」「市民的であるが、私的利害やその必要に直接まきこまれていない」ものであり、「国民的頭脳と市民的心臓」³¹⁾ とをもつものと断定する。

マルクスのこれらの主張は、史的唯物論の確立の端緒をしめくくるにふさわしい内容を示している。彼は、検閲訓令に反対して出版の自由を擁護するところから文筆活動をはじめ、啓蒙主義的国家観にもとづいて、人民の中に人間の自由にもとづく普遍的な国家理性が存在すること、これを社会の機関たる政府が否認することは許しがたく、言論出版の自由こそ肝要であること、また、この自由の名にかくれて、私的利害が出版を支配しようとするならば、これもまた許しえないことを主張した。

官僚的政府と、物質的利害の両者を媒介しつつ両者を克服するもの、これこそが出版の自由による人民、民衆の知性の結合である、とするものといえよう。

だが、彼の評論の対象が、検閲訓令から、森林所有者の富とモーゼルの窮状に移ると重要な一つの飛躍があらわれる。それは、国家の法律が私有財産権の

27) *Ibid.*, S. 126 (146ページ)。

28) *Ibid.*, S. 126 (146ページ)。

29) ルカーチ、前掲書、36ページ。

30) K. Marx, *Rechtfertigung des Korrespondenten von der Mosel*, 1843, *MEW*, Bd. I, S. 185 (214-15ページ)。

31) *Ibid.*, S. 189 (218ページ)。

法認というきわめて当然の市民的権利を確立したという事実によって、不可避的に財産所有の力をますます増大する人々と、反対に、従来の慣習的な生活上の権利すら剥奪される人々への社会の分裂がおりうること、および、私有財産者の議会が、国家を「ねずみとり人夫」に墮落させ、物質的利益を追求する手段として国家を占領しうる、ということ、しかも、官僚は、公民の窮状に対して行政原則に固執する限り無力でしかありえないこと、これである。マルクスの発見したこの「現実」が、ヘーゲルの国家観をどのようにくつがえすか？これが次章の課題となる。

Ⅱ ヘーゲル国家論の克服—市民社会による国家の規定

1843年夏マルクスはヘーゲル国法論の批判にとりくみ、国家と市民社会の関係に関するヘーゲルの把握を根底からくつがえしたのであって、国家が市民社会を規定するのではなく、市民社会が国家を規定することを示した。ここでマルクスは革命的民主主義者としてフォイエルバッハの唯物論哲学を政治の面に拡大し、私的所有による国家の支配という命題にまで到達した。階級闘争の理論を武器に共産主義者へ飛躍する基礎過程——ここにこの章の中心課題がある。

ヘーゲルは、市民社会と国家の相互規定性を論じるにあたって、国家は市民社会にたいして「外的必然性」として理解される限りでは、国家の利益が市民社会の利益に優先し、他方、「内在的目的」³²⁾として理解される場合には、市民社会の諸個人の窮極的利益は国家の普遍的利益と一致する（所有尊重の義務は所有への権利と一致する）³³⁾と考え、この対立と一致の統一物として両者の関係をつかもうとした。

ヘーゲルにあっては、両者の「媒介のされ方」は、個人の境遇、自由、職分

32) G. W. F. Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Berlin, 1821, SS. 251-252; K. Marx, *Kritik des Hegelschen Staatsrechts*, MEW, Bd. I, S. 203 (233ページ)。

33) 「しかし他面において国家はそれらの内在的目的であって、その強みはそれの普遍的究極目的と諸個人の特殊利益との一体性のうちに存し、諸個人が国家にたいして諸権利を有すると同時に、その限りまた諸義務をも有する点に存する。」(Hegel, a. a. O., S. 252.)

の選択³⁴⁾の中に、無限な、現実的な精神がある特定の原理に従って姿をあらわすという風にしておこなわれる³⁵⁾。ここにまず、マルクスとの決定的な対立点があられることは自明であって、前章でみたように、現実の政治、社会問題から出発したマルクスにとっては「出発点となる事実」が、ヘーゲルにあっては「神秘的な成果」³⁶⁾と解されるのである。

国家を有機的な全体としてつかむ場合、「この有機組織は理念のそのの諸区分への、そしてそれらの客観的現実性への、展開」³⁷⁾であり、理念が主語にされ、諸区分とそれらの現実性が理念の展開、理念の成果と解される。だがマルクスによれば、「逆に現実的な諸区分から理念が展開されねばならない」³⁸⁾のであって、「思惟を対象から展開」³⁹⁾することが必要なのである。

国家の目的に関する論議もこの同じ対立を持ち越している。「普遍的利益としての普遍的利益」「特殊の諸利益の実体としてのこの普遍的利益においてこれらの特殊の利益を維持する」という国家の目的こそ国家の存立の場であり、この抽象的な規定は、国家の区分された現実的諸活動に分割されてあられ、この現実的諸活動を意識的、自覚的に、「己れを知りかつ己れを欲する精神」として遂行するさまざまな諸権力の中に実現されるし、また、されざるを得ない。

これに対してマルクスは、「このような抽象的規定ならば、わたくしはそうしたものをどのような現実にもたいしても適用することができるであろう。」⁴⁰⁾と述べ、「理念」とか「実体」から出発する方法を否定して、「もしも現実的な精神から出発していたとするならば、『普遍的目的』はそれの内容であり、さまざまな諸権力はそれの自己実現の仕方であり、それの實在的または物質的な定在だったのであって、それら諸権力の被規定性はまさにその現実的精神の目

34) Hegel, *a. a. O.*, S. 254; K. Marx, *a. a. O.*, S. 205 (235ページ)。

35) K. Marx, *a. a. O.*, SS. 205-206 (236ページ)。

36) *Ibid.*, S. 208 (238ページ)。

37) *Ibid.*, S. 210 (241ページ)。

38) *Ibid.*, S. 210 (241ページ)。

39) *Ibid.*, S. 213 (244ページ)。

40) *Ibid.*, S. 215 (246ページ)。

的の本性から展開されるべきもの」⁴¹⁾であると主張する。

ところがヘーゲルにあっては現実的精神の内容は、「神秘化」され、「具体的内容、現実の規定は形式的なものとしてあらわれ、まったく抽象的な形式規定が具体的な内容としてあらわれる。」⁴²⁾ この転倒は何から生じたのか？

それは、ヘーゲルが、国家諸規定を具体的現実的な諸規定から出発して考察するのではなくて、「論理——形而上学的諸規定」⁴³⁾として、論理の国家の分野への適用として、「国家が論理の証明に用いられ」⁴⁴⁾ た結果である。

「理念」「論理」を前提して、理念、論理の証明に国家をおこうとするヘーゲルか？ 「現実」「対象」から思惟を展開し、現実的精神の目的の本性から国家の本質にせまろうとするマルクスか？

ヘーゲルが、立憲君主制という現にある政治体制を「抽象的思想に発散させて」⁴⁵⁾、「国民の精神」⁴⁶⁾の総括者に持ち上げ、君主権を「終局的意志決定としての主体性の権力」⁴⁷⁾とよんだのに対し、マルクスは、「国家の土台としての現実的な諸主体」⁴⁸⁾から出発し、君主なくしては、国民は無定形の衆⁴⁹⁾である、とするヘーゲルに対して民主性⁵⁰⁾を重視し——「人間の自由な産物というそれ本来のあり方」⁵¹⁾、「宗教が人間を創るのではなくて、人間が宗教を創るように、体制が国民を創るのではなくて、国民が体制を創る」⁵²⁾と結論する。

官僚制と立法権——議会についての論議も、この対立のうえに再生産されてゆくのであるが、市民社会の諸身分の一つとしての農民身分についてとくにへ

41) *Ibid.*, S. 216 (248ページ)。

42) *Ibid.*, S. 216 (248ページ)。

43) *Ibid.*, S. 216 (248ページ)。

44) *Ibid.*, S. 216 (248ページ)。

45) *Ibid.*, S. 216 (248ページ)。

46) *Ibid.*, S. 218 (250ページ)。

47) Hegel, *a. a. O.*, S. 276; K. Marx, *a. a. O.*, S. 218 (250ページ)。

48) K. Marx, *a. a. O.*, S. 224 (255ページ)。

49) Hegel, *a. a. O.*, SS. 287-289. ゴチはマルクスが附したもの, K. Marx, *a. a. O.*, S. 230 (262ページ)。

50) K. Marx, *a. a. O.*, SS. 230-231 (263ページ)。

51) *Ibid.*, S. 231 (263ページ)。

52) *Ibid.*, S. 231 (263ページ)。

ヘーゲルが君主的要素との調和を説こうとしたとき、私的所有という（一つの占有という関係に基礎をもつ）問題につきあたる。ヘーゲルは、市民社会の諸身分の一つである農民身分の土台を洗い上げて、「家族生活を土台にもち、そして生計の点では土地所有を基盤とし、したがってその特殊性の点では、己れにもとづく意志を有し、そして君主的要素が内に臆するところの自然規定をこの君主的要素と共有する。」⁵³⁾と主張し、農民身分と君主制との同一性を論証しようとする。

だが、この試みもまた、「中世的な身分制」と「私有財産にもとづく身分制」の衝突という自己矛盾におち入ってほろびてしまう。

「市民社会」を論ずるからには農民身分は、「公民として」政治的身分の一部である。だが農民身分がふるい家父長制の掟、子、父、主従にものをいわせてそれを社会にもち込むとすれば、農民は公民的立場にあるものとしては不適合であろう。もし市民的諸身分がそのまま政治的諸身分となるならば、もはや君主権との仲介は不要であろう。「公民としての農民」のよってたつ経済的基礎は私的所有——土地所有である。この私的所有は、統治権や国家資産からの恩恵から独立している。しかし、それはまだ「資産」——社会的意志によって定立された所有——の形態を採るまでにはいたっていない私的所有であり、長子相続制によって「譲渡しえない」ことにより、市民社会から隔絶されると同時に、家族という自然社会に対立する私的所有の冷酷さを表現している⁵⁵⁾。

農民身分はそれ故に、土地所有そのものによって家族の自然的なあり方に対立し、私的所有をますますおしすすめるものでありながら、しかも、他方では、土地を譲渡しないことによって、あたかも私的所有に対する家族的な自然的なあり方（長子相続制）を示すかのようにみえてくるのである。

マルクスは、ヘーゲルが、ブルジョア的な私有財産の秩序の支配する社会を念頭におきながら、しかも、中世的な身分制議会の形骸を引き入れ、その論拠

53) *Ibid.*, S. 298 (335ページ)。

54) *Ibid.*, S. 303 (340ページ)。

55) *Ibid.*, S. 303 (340ページ)。

に農民身分の「家族を土台とした自然的秩序」を持ちこんだことをきびしく批判した。それは、いわば君主権と立法権を妥協させるための観念上の、外見上の同一性の強調なのである。

マルクスはヘーゲルが、市民社会の土台に私的所有をみていることを正しく継承して、私的所有の本性を追求し、ヘーゲル理論の正当性の仮象の唯一の手がかりとなった長子相続制そのものが、「石化した私的所有であり、極度に自立のかつ尖鋭的に展開した段階における……私的所有」にすぎないとする。だがヘーゲルは逆に、「長子相続を政治的國家の、私的所有にたいする力として示してみせる」⁵⁶⁾のである。

かくして、マルクスはつぎの一節で決定的にヘーゲルにとどめをさす。

「……政治的設定、政治的的目的の内容は何なのか？ この目的の目的は何なのか？ それの実体は何なのか？ 私的所有の最上級、至上の私的所有であるところの長子相続である。どのような力を政治的國家は長子相続において私的所有に及ぼすのか？ それは、政治的國家が私的所有を家族と社会から隔絶するということであり、私的所有を抽象的に自立化させるにいたるということである。そうだとすれば政治的國家が私的所有に及ぼす力はいかなるものなのか？ それは私的所有の自身の力であり、その本質のあらわれ出たものである。

この本質に対置される時、政治的國家になにが残るか？ 政治的國家は規定される側なのに、規定する側だと思ひ込む幻想である」⁵⁷⁾

前節で考察したマルクスの国家と経済に対する関係の認識が、「私的所有による國家の墮落」や「出版の自由による私的利益からの國家の解放」という水準にとどまっていたことを想起するならば「政治的國家が私的所有に及ぼす力は、私的所有それ自身の力である」とする認識は決定的な一歩前進であるとともに、民衆の立場から國家の普遍的な性格を探求しようとしたマルクスの立場が私的所有の擁護者としての國家というカベにつきあたったということもできよう。

56) *Ibid.*, S. 304 (341ページ)。

57) *Ibid.*, SS. 304-305 (341-342ページ)。

経済学の研究と階級闘争の理論がこの土台の上に史的唯物論を完成する。

Ⅲ 行政の無力と経済法則

1843年9月、ルーゲにあてた手紙のなかで、マルクスは共産主義、社会主義の思想が私有制度との対立の中で「否定できない二つの事実」として宗教と政治をあげ、「体系」を対置するのではなく、ここから出発する、と述べている⁵⁸⁾。まさにヘーゲル批判の出発点にあったこの観点によって、宗教を人類の理論的闘争の目次とし、「政治的国家は、人類の実践的闘争の目次である」と主張する。

今や「私的所有の支配」として政治的国家を把握したマルクスにとって、「批判者は実践的に一大党派の利害に触れ」「その党派の勝利は同時にその喪失である」⁵⁹⁾ような党派への加担に人り込む。

1843年秋に執筆された「ユダヤ人問題によせて」の中で、マルクスは政治的解放と人間的解放の区別を明瞭にかかげ、政治的身分が、宗教的特権や、納税額に応じた選挙権という意味での政治的制約から解放されても、それによって人間が解放されるのではなく、例えば私所有的の場合には、「私所有的の政治的な撤廃によって、私的所有は廃止されないばかりか、かえって前提さえされている」⁶⁰⁾とし、国家による形式上の平等な権利という宣言は、私的所有、教養、職業が、それらなりの仕方で作作用することを決して妨げず、利己的な生活のいっさいの諸前提は市民社会の特性として存続している。利己的な人間の自由とこの自由の是認は「彼の生活内容をなしている勝手きままな運動を是認すること」⁶¹⁾であり、営業の自由、所有の自由の確立である。

「政治的・革命的革命は、市民生活をその構成部分に解消するが、これらの構成部分そのものを革命し、批判することはしない。」⁶²⁾だから人間の解放は、「人間が

58) K. Marx, Briefe aus den „Deutsch-Französischen Jahrbüchern,“ 1843, MEW, Bd. I, S. 344 (381ページ)。

59) *Ibid.*, S. 345 (382ページ)。

60) K. Marx, Zur Judenfrage, MEW, Bd. I, S. 354 (391ページ)。

61) *Ibid.*, S. 369 (406ページ)。

自分の『固有の力』を社会的な力として認識し組織し、……社会的な力をもはや政治的な力の形で自分から切りはなさないとき」にはじめて達成される⁶²⁾。

では、この人間解放を達成する力とはなにか？

それは、マルクスがルーゲあての手紙で述べているように「党派」への加担によってのみ達成されるであろう。しかも目的の達成とともに、みずからも消え失せるような党派への加担によって。

1844年一月に執筆されたヘーゲル法哲学批判において、ドイツの現状に即しつつマルクスは昂然とこの問——人間解放を達成する力とは何か？——に答える。

「プロレタリアート」それも、「産業の運動」を通じ、「人為的につくりだされた貧困」「中間身分の解体から出現する大衆」⁶⁴⁾がそうである。

「ドイツの解放の積極的な可能性はどこにあるのか？

解答。それはラディカルな鎖につながれた一つの階級の形成のうちにある。市民社会のどんな階級でもないような市民社会の一階級、あらゆる身分の解消であるような一身分、その普遍的苦悩のゆえに普遍的性格をもち、なにか特殊な不正ではなしに不正そのものをこうむっているためにどんな特殊な権利をも要求しない一領域……社会のあらゆる領域から自分を解放し、それを通じて社会の他のあらゆる領域を解放することなしには、自分を解放することのできない一領域。……一社会のこうした解消をある特殊な身分として体現したもの、それがプロレタリアートである。」⁶⁵⁾

プロレタリアートによってかちとられる人間解放は、当然、国家をも含めた私有財産者の抑圧に対する闘争とならざるをえないであろうから、国家の本質についてのより厳密な規定が必要となろう。

1844年7月、「批判的論評」のなかでマルクスはイギリスやドイツにおける

62) *Ibid.*, S. 369 (406ページ)。

63) *Ibid.*, S. 370 (407ページ)。

64) K. Marx, *Zur Kritik der Hegelschen Rechtsphilosophie, Einleitung*, MEW, Ed. I, S. 390-91 (427ページ)。

65) *Ibid.*, S. 390 (427ページ)。

極貧状態とその帰結としての反抗の原因について、「反対党の政策」や「教育」や、プロイセン国王のように「行政上の欠陥と慈善の不足」⁶⁶⁾を主張することなどのばかばかしさ加減を指摘したのち、政治的なイギリスが極貧状態からまなんだ一般的意義をあきらかにする。

「極貧状態は、行政措置にもかかわらず」「一つの国民的体制」となり、極貧状態の息の根をとめることではなく、懲罰を加え、「永久化」することが行政の仕事となる。まさに「行政」は「無力」であり、「国家が公生活と私生活との矛盾」に基礎をおく限り、これはさげられない。「市民社会のこの分裂性」⁶⁷⁾「この奴隷状態」こそ「近代国家」の基礎である⁶⁸⁾。産業の発達の結果としての貧困に対する行政の無力——ここに近代国家の本質が消極的な形ではあるが明瞭に述べられている。

1843年—44年にかけてパリで執筆された「経済学、哲学ノート」にあっては、社会の富の増加が、「労働者の作りだした生産物のうちのますます多くの部分が労働者の手から奪い取られ、労働者の労働がますます労働者から分離されて他人の所有として労働者に対立し、労働者が生存し、労働するために必要な手段がますます資本家の手中に集中することによってのみはじめて可能」であり、「資本の集積 (Häufung) は分業を発展せしめ、分業は労働者の数を増加せしめる」こと、分業の発展が、労働者の機械的労働への従事の拡大、市場価格や商人の気紛れへの依存、労働者相互の競争による賃金引下げをもたらすと指摘している⁷⁰⁾。

さらに、資本家のもっている権力の源泉として、「資本が労働と労働の生産物を買う力をもっていること」をあげ、「資本、すなわち、他人の労働の生産物に対する私的領有」⁷¹⁾が認識されると、事態は一段と進展せざるをえない。

66) K. Marx, Kritische Randglossen zu dem Artikel eines Preußen, MEW, Bd. I, S. 397 (434ページ)。

67) *Ibid.*, SS. 398-99 (435ページ)。

68) *Ibid.*, S. 401 (438ページ)。

69) *Ibid.*, S. 402 (438ページ)。

70) K. Marx, Ökonomisch-philosophische Manuskripte (1844), MEW, Ergänzungsband, Erst. Teil, SS. 473-474 (大月書店刊、マルクス・エンゲルス選集 補巻4, 237-238ページ)。

資本家階級の経済的基礎からする把握と、私有財産権を法認することによって資本の活動を保障するという従来もすでに展開されてきた認識とが結びついた場合、近代国家は、単に「行政の無力」だけではなくて、ブルジョアジーの「排他的権力の公的表現」として認識されざるをえないであろう。マルクス・エンゲルスの最初の共同労作、1844年9月に序文をあたえられた「聖家族」は、フランス大革命後、ロベスピエール、ナポレオンを経て、ブルジョアジーが国家を完全に支配下におさめる有様を見事に描きあげている。

「ロベスピエール、サン＝ジュスト；および彼らの党が投落したのは、眞の奴隷制の基礎のうえにたった古代の、現実的＝民主主義的な共同体を、解放された奴隷制、すなわち市民社会にもとづく近代の精神的＝民主主義的な代議制国家と混同したためである。近代的市民社会を、すなわち産業と一般的競争の、自己の目的を自由に追求する私利の、無政府状態の、自分自身を疎外する自然的・精神的・個性の社会を——人権として承認し、裁可しなければならず、それと同時にこの社会の生命の発現をあとから個々人にたいしてとりけし、それと同時にこの社会の政治的な頭部を古代ふうにつくろうと欲するとはなんたる大きな錯覚であろう！⁷¹⁾」ロベスピエールの倒れたあと、勃興するブルジョアジーとナポレオンが登場した。

ナポレオンは一方では市民社会が妨げられることのない私利の自由な運動を基礎としているという法則を認識しながら、他方では、国家を自己目的とみて、「市民的生活を会計方」としかみなかった。

フランスの商業者たちは、黙っていた。「パリの投機師は、人為的に作りだした飢饉によって、ナポレオンにたいし、ロシア遠征の開始をほとんど二ヶ月もひきのばし、そのために、おそすぎる季節までのばさなければならぬようにしむけた。」⁷²⁾ブルジョアジーはナポレオンをおびやかした。

革命的テロリズムは再び破れた。反革命—ブルボン王朝も自由主義ブルジョ

71) *Ibid.*, S. 483 (同上, 訳書, 254ページ)。

72) K. Marx, u. F. Engels, Die heilige Familie, 1845, *MEW*, Bd. 2, S. 129 (127ページ)。

アジアに対抗したが、1830年になって「やっとブルジョアジーはその1789年の願望を実現した。」

「ただ区別されるのは、彼らの政治的啓蒙がいまや完了したこと、彼らが立憲的代議制国家のうちに、もはや国家の理想も、世界の救済も、一般的、人間的目的も、えようとつとめる気がなく、むしろ国家を彼らの排他的権力の公的表現として、彼らの特殊の利害の政治的承認と認めたことである。⁷³⁾

、国家の本質は、このようにして、いくつかのきびしい理論的、実践的たたかいの中から、ついに暴露され、発見されるに至ったのである。

国家が市民社会によって規定されるのではなく、市民社会が国家を規定するという命題は、ライン新聞時代の社会的現実の分析を出発点として、ヘーゲルの国家と市民社会の認識を転倒し、「現実」から出発して、私的所有の力として国家をつかむところまで前進した。この発展は三つの時期とそれぞれの特徴によって区別される。(Ⅰ)ライン新聞、ヘーゲル国家論の枠の中で、**営業の自由**という現実が発見された時期、(Ⅱ)ヘーゲル国法論克服の時期、**現実から出発して理念を批判し、私的所有の力**による国家の規定に到達する時期、

(Ⅲ)独仏年誌から聖家族へ。政治的解放と人間的解放の区別を出発点として、遂にプロレタリアートという物質的基礎、解放の物質的基礎を発見し、行政の無力と無政府性のもとで嵐のようにすすむ産業の力、他方における貧困の蓄積へとすすみ、聖家族にいたって、**ブルジョア階級の排他的特権を擁護するもの**としての近代国家にまでたどりつくのである。

つづいて、国家の経済的基礎が積極的に説明され、近代的社会の運動法則が、土台と上部構造、前者による後者の規定性として発見され、叙述されるとき、史的唯物論は定式化される。ここで国家と経済の関係ははじめて全面的な展開の基礎をうけとるのであって、その基礎と展開の過程は次章の中心的な課題となる。

73) *Ibid.*, S. 131 (129ページ)。

74) *Ibid.*, S. 131 (129ページ)。

IV 国家と市民社会 —『ドイツ・イデオロギー』を中心に—

『ドイツ・イデオロギー』は、マルクスによるヘーゲル哲学の批判、史的唯物論の確立過程における一つの到達点である。それはまたヘーゲル的な観念的国家論の批判と、唯物論的な国家論の確立過程における一つの到達点であるといってもよいだろう。この過程が史的唯物論や国家論の確立過程であるという理由で、1850年代における経済学の確立過程と切離されて理解されてはならないと思う。マルクス自身が『経済学批判』の序言のなかで自らの経済学研究の過程をふりかえってこういっているのである。「私をなやました疑問の解決のためにくわだてた最初の仕事はヘーゲル法哲学の批判的検討であって、その序説は1844年にパリで発行された『独仏年誌』に掲載された。私の研究はつぎのような結果に到達した。すなわち、法律諸関係ならびに国家諸形態というものは、それ自体によっても、またいわゆる人間精神の一般的発達からも理解されるものではなく、むしろそれらは、物質的な生活諸関係——それらの総体をヘーゲルは18世紀のイギリス人とフランス人の先例にならって『市民社会』という名称のもとに総括している——に根底をもっているということ、だがこの市民社会の解剖はこれを経済学のうちにもとめるべきである、ということであった。」⁷⁵⁾つまりマルクスは、法律諸関係や国家諸形態の物質的根底を明かにするために、まず市民社会の解剖にとりかかったのであるが、国家をそれ自体の運動と構造のなかにくんでい、いわば「市民社会の構図」は、すでに『ドイツ・イデオロギー』のなかでえがかれていたのである。この「市民社会の構図」は、後年のいわゆる「経済学プラン」の骨組をふくみ、また後年の経済学研究は、『ドイツ・イデオロギー』段階の市民社会の分析を一そう前進させたのである。

マルクスの初期の労作『経済学と哲学にかんする手稿』(1844)は、ヘーゲル

75) K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie. Vorwort, 1859, MEW, Bd. 13, S. 8 (大月版訳書, 6ページ)。

法哲学の批判であり、同時に彼の経済学研究への出発点を示している。その中に次のようなヘーゲル批判の言葉がみられる。「ヘーゲルの『法の哲学』では揚棄された私権は道徳にひとしく、揚棄された道徳は家族にひとしく、揚棄された家族は市民社会にひとしく、揚棄された市民社会は国家にひとしく、揚棄された国家は世界史にひとしい」という順序で絶対理念の体系と運動が展開されるが、しかし「現実においては、私権、道徳、家族、市民社会、国家等々は依然として存立している。」⁷⁶⁾つまりマルクスは、こういう批判によって、現実の世界のなかにおける私的所有、道徳、家族、市民社会、国家などの全体的な連関とその現実的な運動をつかむことが彼の立場であることを明かにしたものであろうと思う。後年マルクスは、『経済学批判』の序説で経済学方法論に関連して、ふたたびヘーゲル哲学やドイツ観念論（ブルードン）を批判しながら、次のように主張しているが、この主張は経済学的認識の本質を明らかにしたものであるが、また同時にここでのべられた史的唯物論の立場を一そう明確にしたものであるともいえよう。「……ここで問題なのは、経済的諸関係が種々さまざまな社会形態の継起のうちに歴史的にしめる関係ではない。ましてや、（歴史の運動のばやけた表象である）「理念における」（ブルードン）それらの序列が問題なのではない。問題なのは、近代ブルジョア社会の内部でのそれらの仕組みである。」⁷⁷⁾

さてこの史的唯物論の立場は、『ドイツ・イデオロギー』のなかで、まともった形で次のように説明されるのである。「……この歴史観の基本は、現実的生産過程をそれも直接的生の物質的生産から出発しながら、展開し、この生産様式とつながり、それによって産出された交通形態、すなわち、さまざまな段階における市民社会を全歴史の基礎としてつかみ、そしてそれをその国家としての行動において明らかにしてみせるとともに、また宗教、哲学、道徳等々、意

76) K. Marx, *Ökonomisch-philosophische Manuskripte (1844)*, MEW, Ergänzungsband, Erster Teil, S. 582 (大月版, マルクス・エンゲルス選集, 補巻4, 415ページ)。

77) K. Marx, *Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie, 1857-1858*, Dietz Verlag, Berlin, 1953, S. 28 (高木幸二郎監訳, 大月書店版, 第I分冊, 29-30ページ)。

識のありとあらゆるさまざまな観想的な産物と形態を市民社会から説明し、そしてそれらからのその成立過程を跡づけるところにあるのであり、その場合にはおのずから事柄もその全体性において（それゆえにまたこれらさまざまな側面の相互作用も）明らかにされることができる。⁷⁸⁾ここで市民社会とその歴史を、国家、宗教、道徳等々の全歴史の基礎としてつかむとともに、国家その他と市民社会との相互作用をとらえようとする視点が明かにされているのである。

さらに私たちはマルクスにしたがって、ここで「市民社会」とよばれているものの構造を見よう。曰く、「市民社会は生産力の或る特定の発展段階の内側における諸個人の物質的の交通の全体を包括する。それは一つの段階の商業的および工業的生活の全体を包括するのであって、そのかぎりそれは、なるほど別の面でそれはそれなりに外にたいしては国民として認められ、内にあるは国家として編成されざるをえないとはいえ、国家と国民を越えたものである。市民社会ということばは十八世紀において、所有関係がすでに古代的および中世的共同体から脱け出ていたときに現われた。市民社会らしい市民社会はやっとブルジョアジーとともに展開する。⁷⁹⁾マルクスは歴史のあらゆる段階に市民社会をみているのであるが、ここで「市民社会」といっているのは、明かに近代ブルジョア社会、資本制社会のことであるとみてさしつかえない。そうだとすれば、それはまさに後にマルクスの経済学の対象とされるものである。その市民社会が、内的には国家として編成され、外的には国家を越えて拡大するものだという指摘は重要である。それは市民社会が、その内外の運動過程の中に国家を組み入れていることを意味しているからである。

さきの引用文の中に、「所有関係」という用語があらわれているが、これは私的、公的、国家的所有の総体をあらわす言葉であり、それぞれの歴史の段階の生産力によって規定され、逆にそれを制約する関係にある。また所有の形態

78) K. Marx, *Deutsche Ideologie*, I. Feuerbach, 1845-1846, *MEW*, Bd. 3, SS. 37-38 (33ページ)。

79) *Ibid.*, S. 36 (32ページ)。

がそれぞれの社会の構造を規定しているものとみられ、所有形態の発展のうちに社会形態の変遷の要因をみようとしている。マルクスによれば、財産所有の形態には、第一に部族所有 (Stammeigentum), 第二に古代の共同体的, 国家的所有 (das antike Gemeinde und Staatseigentum), 第三に封建的土地所有や都市の同業組合的所有をふくむ封建的・身分的所有 (feudale od. ständische Eigentum). —ドイツ・イデオロギーの所有形態論はここでストップしているが、近代的ブルジョア社会の基礎にあるものとして当然に——第四に近代的・私的所有があげられよう⁸⁰⁾。

これらの所有形態を基礎にして、それぞれの歴史の段階における財産所有者の非所有者に対する階級的、また国家的支配の形態が対応する。

私的所有の形態は、古代、中世を通じて、土地ならびに動産についてみられるが、動産所有は中世の組合的所有から、マニュファクチュア資本の段階をへて、大工業と競争を前提とした現代的な資本にまで発展していく。この現代的資本にまで発展した近代的・私的所有が、公共物とみえるあらゆる外観をぬぎすて、国家のあらゆる干渉を排除したところの、純粋な私的所有である。マルクスによれば、「この現代的私的所有に対応するのが現代的国家であって、この国家は租税をつうじてしだいに私的所有者たちに買いとられ、国債制度をつうじてすっかり彼らの掌中に落ち、そしてその存在は取引所での国債証券の騰落というかたちで、私的所有者であるブルジョアが国家に与える商業信用のいかにすべてかかることになった。」⁸¹⁾ さきに市民社会の内外の運動のなかに組みこまれた国家の姿が明らかにされたが、ここでは私的所有者に買いとられ、資本の運動に従属している国家の姿が明かにされる。ここからただちにマルクスは国家が私的所有を保護しようとするブルジョアジーの組織に他ならないことをのべるのである。「ブルジョアジーは、それが階級であってもはや身分で

80) 広松渉『マルクス主義の成立過程』至誠堂、1968年、190-191ページ。広松氏は『ドイツ・イデオロギー』の覚書によって、第四の財産形態は近代的土地所有と産業資本であると判断している。

81) K. Marx, *Deutsche Ideologie, a. a. O.*, S. 62 (58ページ)。

はないという理由からしても、いやおうなしに、もはや地方的ではなく全国的な規模で組織され、その平均利益になにか普遍的な形態を与えざるをえない。私的所有が公共物（共同体）から解き放たれることによって、国家は市民社会とならんでその外にある一つの特別な存在物となったのであるが、しかしそれはブルジョアが対外的にも対内的にもその所有とその利益を相互に保障し合うためにどうしても持つことにならざるをえない組織の形態にすぎぬ。』⁸²⁾

私的所有（ブルジョアジー）が国家権力を従属させる、つまり「ブルジョア独裁」の思想は、マルクス国家論の心ずいであるが⁸³⁾、それは『ドイツ・イデオロギー』（1845—46）で形をととのえ、それにすぐつづくカール・ハインツェン批判（『道徳的批判と批判的道徳』、1847年10—11月）や『共産党宣言』（1847年12—48/1月）のなかで、非常に明確になる。『道徳的批判』で、マルクスは「権力が所有を支配する」というハインツェンの命題に対して、そういう状態はブルジョアジーが階級として政治的に形成されていない段階のことで、所有の権力はプロシャでさえも所有を政治的権力と強制結婚させているという⁸⁴⁾。そして所有と支配、貨幣と権力を対立させているハインツェンに対して、所有と貨幣の勢力、つまりブルジョアジーは経済的勢力をまずにつれて政治的権力を手に入れ、ついに産業的独占そのものが、国際的な政治的支配に転化することを主張するのである⁸⁵⁾。これとまことに相似の文章が、『共産党宣言』の「近代の国家権力は全ブルジョア階級の共同の事務を処理する委員会にほかならない」という句で結ばれるパラグラフ⁸⁶⁾の中に、見出されるのである。

『ドイツ・イデオロギー』で、私的所有の法則に従属する国家、ブルジョアジーの独占する機関としての国家の本質について認識が確立したとするならば、ここでまたそういう国家と市民社会の根本的変革すなわち共産主義革命の必然性が、史的唯物論に基礎づけられて認識されるようになったといえるだろう

82) *Ibid.*, S. 62 (58ページ)。

83) レーニン「国家と革命」第二章、三、を参照。

84) K. Marx, Die moralisierende Kritik und die kritisierende Moral, 1847, *MZEW*, Bd. 4, S. 36 ff., S. 340 (354ページ以下, 357ページ)。

85) *Ibid.*, S. 340 (357ページ)。

う。

つまり生産力の発展は、一定の生産・交通関係と私的所有関係、これらを包括した市民社会とその国家の下では、災厄となり、破壊力となって、その社会と国家から排除される多数のプロレタリアートに一切の重荷を負わせることになる。生産力は自然発生的な分業と交通関係の拡大によって、プロレタリアに対して疎遠な力となったのであるが、彼等ははこの生産力を自己の手に回復し、これを意識的に統御することによって、無自覚的な分業ではなく、真の人間の協同関係をうちたてようとする共産主義の意識をもたざるをえないようになる⁸⁶⁾。

ところでこの生産力と生産関係の弁証法、いいかえれば私的所有に基礎をおく市民社会と国家の根本的革命的必然性は、市民社会の私的所有の力が国家権力を従属させ、さらに国家のわくをのりこえて外部にむかって拡大していく世界市場の領域で、明確になるのである。世界市場でこそ、私的所有と分業との無自覚的な依存関係が生る形で支配し、生産力を破壊力に転化するからである。さきに指摘したように、『ドイツ・イデオロギー』においては、市民社会の運動と構造とが「国家と国民を越えたもの」としてつかまれていた。この外側にむかって発展する市民社会の矛盾について、『ドイツ・イデオロギー』の各所で重要な指摘がされているが、いまそれをひろってまとめてみよう。

生産力からの人類大衆の「疎外」が、人々の反逆を招く力となるためには、生産力の発展によって、富と文化の世界が現に存在しているにもかかわらず、そのただなかで疎外によって無一物の大衆が生みだされていなければならない

86) K. Marx, u. F. Engels, Manifest der Kommunistischen Partei, 1848, MEW, Bd. 4, S. 464 (477ページ)。

「ブルジョアジーのこれからの発展段階は、それぞれ、これにおうじる（この階級の）政治的前進をとまっていた。ブルジョアジーは、封建領主の支配下に抑圧された身分であり、(中世) コミュニズム制のもとの武装した自治団体であり、(イタリアやドイツにおけるように) あるところでは独立の都市共和国となり、(フランスにおけるように) あるところでは君主制の納税義務をおう第三身分となり、ついでマニファクチュアの時代には身分的または絶対工制における貴族との対抗物となり、また一般に大君主制の主要な基礎であったが、ついに大工業と世界市場とが形成されて以来、近代の代議制国家で独占的な政治的支配をかちとった。近代の国家権力は全ブルジョア階級の共同の事務を処理する委員会にほかならない。」

87) K. Marx, Deutsche Ideologie, I. Feuerbach, MEW, Bd. 3, SS. 69 70 (65ページ)。

い。しかもその大衆は世界史的な存在となっていなければならない。しかしこの現象はたんなる欠乏の普遍化ではない。むしろ生産力の発展と普遍的な交通の実現によって、無一物の大衆があらゆる民族に同時に生みだされていくのである。そしてある民族の変革を、それぞれ他の民族の変革に依存させていくのである⁸⁸⁾。『ドイツ・イデオロギー』のこの箇所では、共産主義は支配的諸民族の事業として、一挙に、また同時にのみ可能であるといっているが、それには生産力の普遍的発展とそれにつながる世界的交通が前提だといっており、現実には各民族の所有形態はそれぞれの歴史をもっていること、イギリスとフランスとでは土地所有の集中と分散とは違った具合に進んでいること、イギリスとドイツとでは工業の発展が異なっていることが、注意されている。

したがって生産力と生産関係の矛盾が、一つの国においてもろもろの衝突をひきおこすようになるには、その国自身においてそれがとことんまで激化されている必要はない。「国際的交通のひろがりによって生じた工業的先進国との競争は、それほど工業のひらけていない国々のうちにも同じような矛盾をけっこう生み出すことができる。」⁸⁹⁾からである。ここで、イギリス工業の競争が、ドイツの潜在的プロレタリアートを表面化した例があげられている。

また私たちは、次のような主張にも注意したい。すなわち大工業が発展し、諸個人と諸国民の無自覚的な依存関係がいよいよ高まると、また諸々の個人にとって抗しがたい疎遠な力もますます大きくなり、「とどのつまりそれがじつは世界市場にほかならぬことがわかるということ、このこともまたこれまでの歴史においてたしかに一つの経験的事実である。」⁹⁰⁾しかしこれと同時に諸個人が世界史の動きのなかへくみこまれていく度合に応じて、共産主義革命と私的所有の廃止と諸個人の解放が成就されていくことも、また同様なたしかな根拠をもつようになる。「個々の個人はこれによってこそはじめて、さまざまな国民的および局地的な枠から解放され、全世界の生産と（また精神的な生産と

88) *Ibid.*, S. 35 (31ページ)。

89) *Ibid.*, S. 73 (69ページ)。

90) *Ibid.*, S. 37 (33ページ)。

も)実践的なつながりをもたせられ、全地上のこの全面的な生産(人間の創造物)を享受できる立場におかれる。諸個人の世界史的協同の自然発生的形式である全面的依存は共産主義革命によって、従来とことんまで疎遠な力として人間たちを威圧し支配してきたこれらの力——それはじつは彼らの相互作用から生み出された力なのであるが——の統御と意識的支配に変えられる。⁹¹⁾

市民社会が国家と国民とをのりこえて拡大した世界市場の立場から、国家と市民社会の根本的革命をとく、この『ドイツ・イデオロギー』の文章は、初期マルクスの哲学の諸々の特徴と限界とをあらわして、それ自身きわめて抽象的、観念的である。しかしそうであればこそ、それは後年の経済学研究によって深められ、具体化されるという発展過程をたどるのである。私たちはさしあたりここで後年の『経済学批判要綱』にあらわれたいわゆる「経済学のプラン」(1857年11月)が、以上に引用した『ドイツ・イデオロギー』の思想を、きわめて近似した形で再現していることを指摘したい。

「外側にむかっての国家、すなわち、植民地、外国貿易、為替相場、国際的貨幣としての貨幣——最後に世界市場、ブルジョア社会が国家をのりこえて拡大すること、恐慌、交換価値に立脚する生産様式と社会形態の解体、個人的労働を社会的労働として、またその反対に、現実的に指定すること」⁹²⁾

この、いわゆるプランの「後半の体系」は、資本主義の一般理論としての『資本論』の範囲外だとか、帝国主義段階の理論(帝国主義論)によってはじめて具体的に展開されるものだとかいう見解がある。しかし「国家をのりこえて拡大するブルジョア社会—恐慌—革命」というマルクスの構想は、『ドイツ・イデオロギー』で形をととのえて、その後の彼の労作のなかで—そう具体的に展開されていく。たとえば、『経済学批判』の準備的労作がやがてはじまる1850年代のはじめから、『ニューヨーク・デイリー・トリビューン』に連載された、経済恐慌や中国・インド問題に関するマルクスの多くの論文では、ヨーロッパ

91) *Ibid.*, S. 37 (33ページ)。

92) K. Marx, *Grundrisse*, S. 175 (前掲訳書, 第Ⅱ分冊, 185ページ)。

の恐慌と革命反革命の運動が、アジアの侵略と革命との相互関係で実に生々として分析されている⁹³⁾。こういう国際的視点を欠いて、発達した産業資本主義社会の分析は不可能であろう。いわゆるプランの後半体系が、『資本論』と無縁であるなどという主張は成り立たないのである。

V 国家と私的所有 ——『経済学批判要綱』を中心に——

私たちはここで視点をかえて、『ドイツ・イデオロギー』段階での、国家と市民社会の関係についての理論の限界にふれ、それが後にブルジョア社会の経済学的分析が進むにつれていかに乗りこえられたかを考察しよう。

『ドイツ・イデオロギー』では、私的所有と階級という概念が、交通または交換によって媒介される自然発生的分業＝労働の分割という概念と同一視され、前者（所有と階級）は後者（分業）から導き出されるという論理の運びのみられる点が問題である。たとえば次の通りである。「……労働の分割ということばと私的所有ということばは同じことをいっているのであって——一方がはたらきにかんして言っていることを、他方がはたらきの産物にかんしていっているだけのことである。」⁹⁴⁾ここでは、明かに労働と所有との同一性がのべられており、したがって所有者と非所有者＝労働者との区別と対立が明かにされていない。また「これ（個人の階級的構成、筆者）は労働の分割の下へ個々の個人の組み入れと同じ現象なのであって、ただ私的所有と労働そのものの廃止によってのみなくしうる。」⁹⁵⁾という言葉のなかにも分業と階級と私的所有との同一

93) K. Marx, Die Revolution in China und in Europa, MEW, Bd. 9, SS. 100-101 (96ページ)。

「……イギリスの産業がその規則的な循環の大部分をすでに経過したことを考慮すれば、中国革命が現在の産業組織の火薬桶の中へ火の粉をなげいれ、かなり前から準備されている全般的恐慌、外国に蔓延し近い将来に大陸の政治的革命をとまなうと思われる全般的恐慌の端をひらくであろうことを、確信をもって予言することができる。これは一種特別の観物である——中国が西方世界へ判乱をもちこみ、一方西方列強が、英仏米の軍艦でジャンハイ、ナンキンおよび大運河の河口に秩序をつくりだそうというのである。……」

94) K. Marx, Deutsche Ideologie, I. Feuerbach, MEW, Bd. 3, S. 32 (28ページ)。同一の箇所についての一つの解釈は、重田晃一『労働疎外論と唯物史観』経済学史学会編、『資本論』の成立、岩波書店、1967年、228頁、参照。

95) *Ibid.*, S. 54(50ページ)。

視、というより、それぞれの概念の不明確さがみられるといえよう。

この段階では資本制生産と私的所有によって基礎づけられ、位置づけられた諸階級の関係、つまり「生産関係」の本質が明確につかまれていないのである。「生産関係」という用語はしばしば使われているけれども、それは個々の私的所有者の間の無自覚的分業と交換の関係をあらわす「交通関係」という用語で代位されているばあいが多い。

つまり『ドイツ・イデオロギー』の段階では、市民社会をその根本的矛盾へとほりさげていく経済学的分析がまだ進んでおらず、したがって市民社会は私的所有者の分業と所有と交換の体系、つまり私的利益の体系としてつかまれ、それと普遍的利益の体系である国家との矛盾という、ヘーゲル的な矛盾の概念の痕跡がところどころにみられるのである。ヘーゲルの市民社会論が、もともとスミス、リカルド、セイの経済学に依拠していたとすれば、『ドイツ・イデオロギー』段階の市民社会論は⁹⁶⁾、ブルジョア経済学の「商業社会」論を充分批判克服していなかったといえるのではなからうか。

この段階の市民社会論の限界は、さきに指摘した労働と所有との同一視であった。あとでのべるように、後年の『経済学批判』によって克服され、のり越えられたのは、まさにこの限界であった。

ところで後年の『経済学批判』は、ブルジョア経済学批判であるとともに、ブルジョア国家論批判でもあった。ブルジョア経済学も、ブルジョア国家論も、私的所有の弁護という共通の根をもっていたからである。『ドイツ・イデオロギー』では、ヘーゲル哲学批判のために、むしろ17・8世紀のイギリスやフランスの国家論の科学的な、積極的な側面がとりあげられ、観念的国家論の批判のために、ブルジョア的な一面性をもっているが、しかし唯物論的な国家論が、すなわち国家の目的を私的所有の保護におく国家論が、採用されていたのである。ブルジョア国家論は、国家の目的を財産保護に限定するばかりでなく、財産所有の不平等を認め、国家の機能をまた貧者に対する富者の防衛であるとも

96) Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts*, Berlin, 1821, § 189, SS. 194-195.

主張した⁹⁷⁾、しかしこの科学的国家論の萌芽は、私的所有とブルジョア国家の弁護論によっておおわれていたのであった。

この弁護論の底に流れるものは、いわゆる「自然状態」における労働と労働によって獲得した動的財産の所有のごとき「自然権」と、より発達した「政治的社会」(political Society)における所有(資本制的所有、資本)との間の連続性または同一性の主張である⁹⁸⁾。つまり労働はいかなる権力もうぼうことのできない自然的財産権であり、他のすべての財産も結局のところ労働や節約や勤勉のごとき正義の手段によって蓄積されたものである。したがって国家が所有の安全を保障することは、自然的秩序にかなえるものだというのである。こういう弁護論は資本制的所有(労働・生産)を所有(労働・生産)一般に解消することによって、資本制生産関係を擁護する国家の正統性を弁護していることは明かであろう。また労働を一つの自然的財産権とみて、その「財産の所有者」が、中世の農奴的、ギルド的統制から解放された自由を面的に強調することにより⁹⁹⁾、労働者と所有者(資本家)との関係を自由平等の関係としてえがき出し、この関係の承認の上に成立する国家を、永遠の自然的秩序にもとづくものと見たのであった。

このようなブルジョア国家論は、『経済学批判要綱』において、その根底から批判されることになったのである。なぜなら、『要綱』では国家の矛盾もともとそこに根ざしているブルジョア社会の根本矛盾に、分析の焦点があわされることになったからである。『要綱』での主要な作業の一つは、労働と所有、労働による所有と労働の搾取にもとづく所有、所有(生産)一般と資本制所有(生産)、土地所有一般と近代的(資本制的)土地所有、これらの範疇を区別し、

97) Adam Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms* (ed. by Cannan), p. 15.

「……かように狩猟者の間には正規の政府は存在せず、彼等は自然の法則に従って生活していた。財産の不平等を導き入れた羊と牛の領有は、はじめて正規の政府の成立をうながした要因であった。所有権が存在しないうちは、いかなる政府も存在しえないのであって、実に政府の目的こそは、富を安全にし、富者を貧者から防衛するところにある。」

98) John Lock, *Two Treatises of Civil Government*, Book II, Chap. 9; Quesnay, *Le droit naturel*.

99) K. Marx, *Das Kapital*, Buch I, MEW, Bd. 23, S. 743 (第I巻第2分冊, 934ページ)。

確定すること、そして資本制生産にもとづく階級対立と資本制社会の歴史性を明確化することであった。まずマルクスはブルジョア経済学の弁護論を次のように適確にえぐり出すのである。

「資本を生産の永久的な・また自然にかなった(歴史的でない)形態とみなすブルジョア経済学者たちは、またもや資本を正当化しようとして、資本生成の条件を資本の現在の現実化の条件であると言明している。すなわち、資本家が非資本家として——なぜならば、彼はその後には資本家になるのだから——わがものとするばあいの諸契機を、彼が資本家としてわがものとするばあいのままの諸条件だといっているのだ。弁護論者のこうした企ては、資本としての資本の領有様式を、資本の社会自身が宣言している一般的所有諸法則と調和させようとする良心の疚しさと無気力とを証明している。」¹⁰⁰⁾

ブルジョア経済学批判のために、マルクスが『要綱』で展開したものは、資本主義的生産に先行する諸形態や「本源的蓄積」についての考察であった。ブルジョア経済学は、「政治的社会」——そこではさきに指摘したように富者と貧者との対立さえ予想されている——を弁護するために、その社会に先行する「自然状態」の考察へと遡及していった。マルクスもまた資本制生産に先行する社会、労働と所有の未分化の状態から考察をはじめた。しかしマルクスがここから資本制への移行過程で明かにしたことは、前期的社会の土地の所有者や生産手段の所有者たちが、国家権力をまじえた暴力によって土地や生産手段をうばわれ、一方では生産手段の一切を資本として所有して他人の労働を買う資本家、他方では一切の所有から分離されて労働力を売るだけの賃労働者との関係が成立する過程であった。この本源的蓄積の過程では、国家権力は、自然法的弁護論者のいうように、所有を保護するために行使されるのではなく、所

100) K. Marx, *Grundrisse*, S. 364. (前掲訳書, 第Ⅲ分冊, 396ページ)。

『要綱』のこの個所に対応するところを、『資本論』からひろってみると、次のようになお一そう明確に問題を指摘している。「経済学は二つの非常に違う種類の私有を原理的に混同している。その一方は生産者自身の労働にもとづくものであり、他方は他人の労働の搾取にもとづくものである。後者は単に前者の正反対であるだけではなく、ただ前者の墳墓の上でのみ成長するものだということが、経済学は忘れていたのである。」*Das Kapital*, I, S. 792. (第1巻第2分冊, 997ページ)。

有を収奪する力としてはたらくのである。暴力によってつくり出された生産関係を前提条件として、資本制生産は発足する。そしてその資本制生産関係を擁護する「法治国家」のなかでも、マルクスのいうように、「強者の権利」(Faustrecht) が作用する。(後述)

さて『要綱』でのマルクスの課題は、生産関係の現実の歴史を書くことではなくて、前資本制社会の止揚の過程を明かにすることによって、資本制生産関係が自己自身を止揚せざるをえない矛盾を分析することであった。したがって、ここでは本源的蓄積の問題とならんで、労働力商品の範疇が確定され¹⁰¹⁾、奴隷制や農奴制と異って、形式的には自由平等とみえる「資本と労働との交換」のうちに、新たな隷従と苦役とがかくされていること、それを意識すること「それ自身資本にもとづく生産様式の産物であり、だからこそその滅亡への送葬の鐘である」¹⁰²⁾ ことが明かにされたのであった。

また『要綱』のなかでは、土地所有一般とくに小土地所有と区別された近代的土地所有の範疇が明確にされた。近代的土地所有は、資本と賃労働との関係の導入によって生みだされるのみではなく、近代的土地所有が、小所有者からの土地の収奪によって、近代的な賃労働(したがって資本)の形態を生み出すのであることが明かにされている¹⁰³⁾。

以上のべたように、『要綱』はブルジョア社会の根本矛盾、諸階級の存立の物質的基礎となっている経済学的範疇を明確にすることによって、やがて階級関係を総括するブルジョア国家の機能(その経済的機能)を明かにする予定であったことは、同じくこの『要綱』にふくまれている、いわゆる「経済学のプラン」そのものが物語っている通りである。プランはいう。「……2)ブルジョア社会の内部的仕組みをなし、また基本的諸階級が存立する基礎となっている諸範疇、資本、賃労働、土地所有、それら相互の関係、都市と農村、三大社

101) 高木幸二郎、『経済学批判要綱』における「資本と労働の交換」について。前掲『資本論』の成立」を参照。

102) K. Marx, *Grundrisse*, SS. 366-367 (前掲訳書, 第Ⅲ分冊, 398-399ページ)。

103) *Ibid.*, SS. 186-190 (前掲訳書, 第Ⅱ分冊, 197-201ページ)。

会階級、これら諸階級間の交換、流通、信用制度（私的）、3）国家の形態でのブルジョア社会の総括、それ自体との関係での考察¹⁰⁴⁾……」¹⁰⁵⁾

周知のように、国家の問題、とくにブルジョア社会との関係で国家の経済的機能を考察するという課題は『経済学批判』でも、『資本論』でもまとまった形では取上げられていない。しかし「国家の考察」がマルクスではみだされざるプランにおわたたことをくりかえしているよりも、むしろ私たちはブルジョア国家の経済的機能の分析に欠くことのできない視角が、『経済学批判』の序説の冒頭で、ブルジョア国家論批判の形で現に展開されていることに、注意しなければならない。それはブルジョア経済学とブルジョア国家論の共通の根、私的所有の自然法的弁護論に対する批判である。

そこではまず「自立の個人」という表象が、「18世紀の理念」として批判されるのである。「……18世紀の予言者たちは、18世紀のこうした個人——一方では封建的社会形態の解体の産物であり、他方では16世紀以来新に発展した生産力の産物である——を、過去に実在した理想として思いうかべているのである。歴史の結果としてでなく、歴史の出発点として。なぜなら、このような個人は、自然に従うものとして、人間性の彼らの表象にふさわしく歴史的に成立したのではなく、自然によって措定されたものとおもわれたからである。」¹⁰⁶⁾

しかしマルクスによれば、歴史をさかのぼればさかのぼるほど、個人または生産する個人は非自立的なものとして、家族や種族などの全体に属するものとして存在している。社会の外部で孤立した個人の生産などというものはありえないばかりでなく、人間は社会の内部だけで自己を個別化することのできる動物である。「人間は文字通りの意味で社会的動物である。」¹⁰⁷⁾『ドイツ・イデオロギー』では、人間歴史の動かしがたい前提として、「生産し、生殖する人間」

104) 吉信庸、『経済学批判体系と資本論』マルクス経済学体系Ⅱ（有斐閣）、1966、この論文では「それ自体との関係での考察」とは、「ブルジョア社会それ自体との関係での国家の考察」の意味であることが論証されている。

105) K. Marx, *Grundrisse*, SS. 28-29（前掲訳書、第1分冊、30ページ）。

106) K. Marx, *Grundrisse*, SS. 5-6（第1分冊、1ページ）。

107) *Ibid.*, S. 6.（第1分冊、6ページ）。

や「諸個人間の交通」等々の概念が定立された。しかし「人間は社会的動物である」ということは、『ドイツ・イデオロギー』の概念よりも一そう前進した史的唯物論の新しい命題である。マルクスの視点がヘーゲル哲学批判から、ブルジョア経済学批判にきりかえられた時に、また史的唯物論の視座も一そう深まったといえるであろう。

しかしマルクスのここでの批判の焦点は、18世紀の自然法論から、彼の同時代、19世紀になって再生してきた自然法的弁護論にむけられている。19世紀後半は社会主義の抬頭してきた時代であり、したがってまた社会主義の攻撃を意識して資本制の所有と生産の永遠性が一そう力をこめて弁護されざるをえない時代であった。マルクスはいう。「……生産は、むしろ——たとえばミルを見よ——分配等とちがって、歴史から独立した永遠の自然法則のわくにはめこまれたものとして叙述されなければならず、しかもそのついでに、このばあい、ブルジョアの諸関係が社会一般のくつがえしがたい自然法則として、まったくこっそりとおしこまれるのである。……」¹⁰⁸⁾生産が自然的なものだということから、その生産に必要な条件は、生産された物の所有の安全であるということになり、さらにその所有の安全を保障するものは、司法や警察等であるということになる。かくて資本制生産関係を擁護する国家が「まったくこっそりと」と自然法則のなかにおしこまれることになる。

マルクスはこの弁護論について、『経済学批判』序説の同じ個所で次のようにのべている。「……既得物の保護等々、この陳腐なことばは、これをその実際の内容に還元すれば、その説教者たちの知っている以上のことを物語る。すなわち、生産形態はいずれも、それ自身の法律諸関係、統治形態等々を生み出すということ。粗雑さと無理解とは、有機的に一体をなしているものを偶然的な形で相互に関係させ、ただの反射関連にもっていくという点にある。ブルジョア経済学者たちはただ、近代的警察をもってした場合、たとえば拳の権利のばあいよりも、もっとうまく生産させることができるということだけを思い

108) *Ibid.*, SS. 8-9 (第I分冊, 9ページ)。

うかべている。彼らはただ、拳の権利も権利であること、この強者の権利がちがった形態で彼らの『法治国』にもまた生きつづけていることを、わすれているのである」¹⁰⁹⁾

『経済学批判』序説の生産論は、J. S. ミルに代表されるような経済学体系の批判であると同時に、この経済学と一体化しているブルジョア国家論の批判である。ミルはイギリスの古典経済学者の中では、スミスについて長い国家論（国家の経済的機能論）を書いた人であるが、スミスのような単純明確さと統一した理論的な視点は全くうしなわれて、経済の領域に対する国家の介入が、必要に応じ、便宜にしたがって、要求され、また反対に拒否されているのである。たとえばミルは、生産力の発達のためには、所有と契約の自由を保障する機能が、国家の経常的機能の一つに数えられねばならないことを力をこめてのべているのであるが¹¹⁰⁾、他方で所有から排除された労働者の労働時間と賃金を規制する国家の機能をもみとめようとしているのである¹¹¹⁾。

『要綱』から『資本論』まで、マルクスの批判として注目すべきものには、J. S. ミルについて、ケアリヤウエーク・フィールドに対する批判がある。ケアリは、国内では「経済的調和」をとき、この調和の唯一の破壊者として刻印をおした国家を、国外の「経済的不調和」（先進国からの経済競争）を緩和するために呼びもどそうとしている¹¹²⁾。ウエーク・フィールドは、マルクスが『要綱』のなかで近代的土地所有の概念を明確にするときに一度引用され、二度目には『資本論』で本源的蓄積に関連して、彼の近代的植民論が引きあい

109) *Ibid.*, SS. 9-10 (第I分冊, 10ページ)。

110) J. S. Mill, *Principles of Political Economy*, p. 881.

「これら（国家の経常的機能）の最初のもは、身体と所有の保護である。……身体と所有の不安は、蒔いたものが刈り入れられるかどうかの不安であり、生産したものが消費できるかどうかの不安であり、今日貯えているものが明日享受できるかどうかの不安である。その不安の意味するところは、勤労と節約が財産獲得の途ではなくて、暴力がその手段であるからでもある。身体と財産がある程度不安な時には、弱者のすべての所有は強者の意のままになるだろう。……生産的階級は、それ故に、不安がある限度をこせば、略奪者に対する自己防衛に耐えかねて、止むをえず略奪階級のある者にめいめいが隷属する状態になって、自分以外のすべての収奪から身をを守らうとすることに関心を示すようになるだろう。……」

111) *Ibid.*, p. 798.

112) K. Marx, *Grundrisse*, SS. 843-848 (第V分冊, 955-960ページ)。

出されるのである。ウェーク・フィールドは、完成した資本制生産に対しては、これに前資本主義的所有（小所有）の観念を適用して擁護し、植民地の前資本主義的小所有に対しては、資本制生産の前進を阻む要因として、国家権力によるその収奪を主張している。ウェーク・フィールドは、国家の機能として、所有の保護と所有の収奪とを同時にみとめなければならない自家撞着におちいるのである¹¹³⁾。

マルクスがここで明かにしているブルジョア国家論の矛盾は、またブルジョア国家の機能そのものの矛盾であろう。一方で所有を保護し、他方で収奪する国家機能の分裂症状は、19世紀から20世紀の独占段階へ、資本制生産の矛盾がいよいよ深まり、国家の経済に対する多様な介入がますます必要とされる段階で、あらわになってくるであろう。国家権力が一そう露骨に「強者の権利」として行使されるようになり、国家機能の重点がいよいよ私的所有＝独占の擁護におかれるようになるまさにその段階で、分散的な小所有の資本による収奪と、資本の資本による収奪が限りなくすすみ、資本制所有の最終的な廃止という役割をになったプロレタリアートの階級が登場してくることになるだろう¹¹⁴⁾、というマルクスの定言は一そう現実性をおびてくるのである。

113) K. Marx, Das Kapital, Buch I, MEW, Bd. 23, SS. 792-793 (第1巻第2分冊, 997-998ページ)。

「この完成した資本の世界に、経済学者は、事実が彼のイデオロギーを非難する声が高くなればなるほど、ますますやっきになり夢中になって前資本主義世界の法律観念を適用するのである。

植民地ではそうでない。植民地ではどこでも資本主義的な支配体制は、自分の労働条件の所有者として自分の労働によって資本家を富ませるのではなく自分自身を富ませている生産者の妨害にぶつかると。植民地ではこの二つの正反対の経済制度の矛盾が、両者の闘争のなかで実際に現われている。資本家の背後に本国の権力があるところでは、資本家は、自分の労働にもとづく生産・取得様式を暴力によって一掃しようとする」。

114) *Ibid.*, SS. 789-791 (第1巻第2分冊, 993-995ページ)。